

株式会社ハート・トラストウィン 殿
ハート・トラストウィン会員各位

秘密保持誓約書

(以下「甲」という)は、株式会社ハート・トラストウィン(以下「乙」という)が運営する「ハート・トラストウィン会員」組織の会員(以下「丙」という)及び乙から、下記に定める開示目的のために情報の開示を希望し、乙及び丙がこれに応じて情報を開示するにあたり、取得する秘密情報の取扱いに関して、以下の通り遵守することを誓約する。

第1条(定義)

本契約における用語を以下の通り定義する。

「開示目的」:乙又は丙(親会社・関連会社等グループ企業を含む)の紹介案件への甲(子会社・関連会社等グループ企業を含む)及び/又は共同投資家による投資の検討及び/又は売買媒介業務

「秘密情報」:乙又は丙が甲に対して秘密である旨書面により指定して開示した情報及び口頭にて開示した後速やかに秘密である旨書面により指定した情報をいうものとする。

「対象物」:乙又は丙の紹介案件

第2条(秘密保持)

甲は、乙又は丙から受領した秘密情報を、厳に秘密として扱い、乙又は丙の事前の承諾なくして第三者に開示、慰洩せず、また、開示目的以外に使用しないものとする。ただし、官公庁より開示を要求された場合で、法令上の開示義務がある場合には、当該官公庁に秘密情報を開示することができるものとする。

1. 甲は、前項に定める義務を履行するために、乙又は丙から受領した秘密情報を以下の各号に従い取り扱うものとする。
 - ① 開示目的を遂行するために接する必要がある自己の役員及び従業員並びに自己と委任契約にある弁護士、公認会計士、税理士、融資実行予定金融機関、アドバイザー、共同投資家、乙又は丙から開示の承諾を得た業務委託先並びに不動産業者以外の者が接することのないように保管し、また、当該秘密情報を接する自己の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士、融資実行予定金融機関、アドバイザー、共同投資家、乙又は丙から開示の承諾を得た業務委託先並びに不動産業者に本契約に定める秘密保持義務の内容を知らしめ、遵守させる。
 - ② 相手方から要請があった場合は、相手方の指示に従い、相手方から提供された資

料をその複写、複製物を含め、速やかに返却あるいは破棄する。

- ③ 相手方から提供された資料をリバースエンジニアリングその他の方法により解析しない。
- ④ 相手方から提供された資料をもとに工学所有権を登録出願し又は著作権登録申請しないものとする。

第3条（有効期間）

本誓約の有効期間は、本誓約書署名捺印の日から対象物が成約するまで又は対象物でなくなる日まで有効とする。

甲が「ハート・トラストウィン会員」を退会した場合でも、甲が会員資格を有している期間に会員として知りえた秘密情報については、本誓約書署名捺印の日から対象物が成約するまで又は対象物でなくなる日まで有効とする。

第4条（秘密保持の例外）

第2条の規定にも拘わらず、甲は、次の各号の何れかに該当することを証明できる秘密情報については、同条に定める何れの義務を負わないものとする。

- ① 開示時に既に公知となっている情報。
- ② 開示時に既に知っていた情報。
- ③ 開示後に自己の責に帰すべからざる事由により公知となった情報。
- ④ 開示後に第三者より守秘義務を負うことなく合法的に入手した情報。
- ⑤ 開示された情報に一切アクセスせず、それと無関係に開発、創作した情報。

第5条（確認事項）

1. 本契約のもとでの秘密情報の開示は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の無体財産権の譲渡または実施等の許諾を伴うものではない。
2. 甲は乙又は丙に対して、開示目的の中で言及されている取引その他一切の取引を行う義務を伴うものではなく、また、甲が同様または類似の取引を、自らまたは第三者との間で検討及び実行することを妨げるものではない。

第6条（違反の場合の措置）

甲が本契約に違反した場合、相手方は、損害賠償（弁護士費用及び訴訟費用を含む。）、違反行為の差止請求その他あらゆる法的措置を取ることができるものとする。

第7条（準拠法および管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法とする。
2. 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第1審専属管轄裁判所とする。

第8条（協議解決）

本契約の条項の解釈及び本契約に定めのない事項につき疑義または紛争が生じた場合、甲及び乙又は丙は誠意をもって協議解決する。

本誓約の成立を証するため、本誓約書正2通作成し、甲乙それぞれ各1通保有する。

甲に秘密情報の開示をおこなうため、丙から乙に要求があった場合は、乙は丙に本誓約書の写しを1通提出することを、あらかじめ甲は了解するものとする。

なお、本誓約書は、甲と丙の間での守秘義務契約書等の作成を何ら妨げるものではない。甲と丙の間で案件の紹介がおこなわれるにあたり秘密情報の開示がある場合には、相手方に秘密保持誓約書あるいは守秘義務契約書を差し入れることを甲はあらかじめ了解し、推奨するものとする。

甲と丙の間での秘密保持契約は、原則として、甲と丙の間で結ばれるものとし、秘密情報を開示したことで甲と丙の間でいかなるトラブルがあったとしても、乙は一切その責任を負わないものとする。トラブルは自己責任とし、甲と丙の間で解決するものとする。

年 月 日

(住所)

(氏名)

印